4. 景観構成と課題

前ページまでの景観の現況をふまえて、小林市の景観構成要素と景観イメージを示します。

4-1 景観構成要素

以下に景観構成要素図を示します。



①道路~パス (Paths)

見る者が移動しながら都市を観察する道筋。パスに沿って他の要素が配置される。 →国道、JR

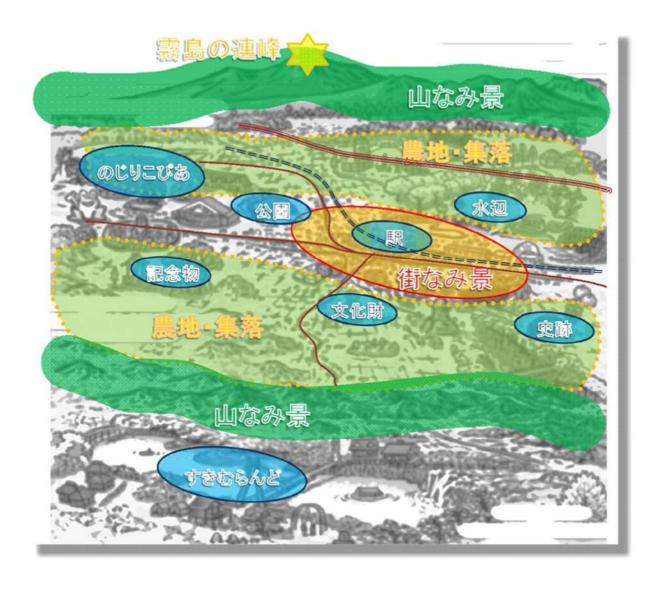
- ②縁~エッジ(Edges)
 - パスではない線状の要素。境界になり、漠然とした地域を一つにまとめる。 →山なみ、河川
- ③地域~ディストリクト(Districts)
- 一定の広がりを持つ。内部から認識されることが多いが、外から見える場合もある。→街なみ、農地、台地
- ④結節点~ノード(Nodes) 見る者がそこへ向かったり、出発する主要な地点。 →主要道路の交差点、駅、公園
- ⑤目印~ランドマーク(Landmarks) 建物、山など、要素そのものの中に入ることなく、外部から見るポイント。 →霧島山

4-2 小林市の景観イメージ

小林市の景観の特徴・イメージは下図のようになります。

本市の景観は、「山なみ・霧島の景」「台地等の農地・集落」「市街地の街なみ景」 の大きく3つに分類することができます。これを基盤にして、市内各所を結ぶ道路、 東西に山並み・緑地がつくる縁(ふち)が形成されており、本市の豊かな広がりのあ る景観を構成しています。

本計画では、このような景観特性を最大限に活かし、景観形成を進めるための考え 方や方策を示します。



本市の景観構成と景観イメージについて、その現況と課題を次頁以降に整理します。

4-3 景観の現況

前頁の景観イメージの各現況は以下のようになっています。

(1) 山なみ・霧島の景

①山なみ

・市内各所から望むことができ、市民 の心の拠り所になっています。また、 雄大な自然が育む伏流水が湧き出す 地点も多くあります。

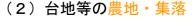
[景観構成要素]

霧島連山の縁(エッジ) 霧島山の目印(ランドマーク)

・霧島山の裾野にあたる台地では、野菜づくりが盛んです。市街地を見下るし、遠くに九州山地を望めます。

[景観構成要素]

裾野の地域(ディストリクト) 九州山地の縁(エッジ)



①農地

・市街地を取り囲むように存在し、水田や畑などの耕作地が広がっています。 北西部には観光農園も多くあります。

「景観構成要素〕

耕作地域 (ディストリクト)

・山に囲まれ、わずかな平地で稲作が 行われています。のどかな田園風景 が広がっています。

「景観構成要素]

田園地域 (ディストリクト)









②文化財

・周辺の緑や川面も含めて、歴史を感じさせる重厚な空間を形づくっています。

[景観構成要素] 石橋の目印(ランドマーク)



③水辺 (河川・湖沼・湧水地)

・公園に隣接した人工湖であるが、雄 大な景観を見せています。

[景観構成要素] 湖沼地域 (ディストリクト) 河川の縁 (エッジ)



・ダム湖が近いため、川幅が広く、水量によって、様々な姿を見せています。

[景観構成要素] 河川の縁 (エッジ)



(3) 市街地の街なみ景

①街なみ



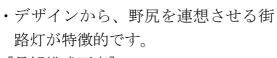
・雄大な霧島の山々が望めます。景観を阻害するような高層の建築物はありません。

[景観構成要素] 街なみ地域 (ディストリクト)、霧島連山の縁 (エッジ) 霧島山の目印 (ランドマーク) ・市街地の東端にあたり、交通の要所 になっています。大木があることで 街の印象が変わります。

[景観構成要素]大木のある結節点 (ノード)国道 (パス)

・商業地域にある看板。色彩やデザインにより、印象度が強くなっています。

[景観構成要素] 看板などの目印 (ランドマーク) 商店街の道路 (パス) 商業地域 (ディストリクト)



[景観構成要素]

国道 (パス)

郊外の地域(ディストリクト)







②道路

・直線的な道路と街路樹により、遠く の山なみへの視線誘導が図られてい ます。

[景観構成要素]

市道 (パス)

街路樹の縁(エッジ)



・霧島へ続く道の途中にあり、観光客 を意識した特徴的な景観が続いてい ます。

[景観構成要素] P、N 県道 (パス) 並木の縁 (エッジ)



③公園

・霧島の山なみを背景に、新しく整備 された広場が溶け込んでいます。

[景観構成要素]

駅前広場の結節点 (ノード) 霧島連山の縁 (エッジ)



4-4 景観の現況と課題

前頁までの現況をふまえ、課題のまとめを以下に示します。

	現 況		課題	
山なみ・霧島の景	 (1)山なみ ・霧島の山々は、市民の心の拠り所である。 その雄大な自然が育んだ伏流水が市内各所 で湧き出る。 ・台地部(生駒や夷守台など)は、市街地を 眺望でき、観光資源である。 ・北方の九州山地も、エッジとして視界に飛 び込む。 	→雄大な山々の姿は、代表的な景観である。→危険な面もあるが、土壌や水、温泉など、他の産業(農業・観光等)とも密接な関わりを持つ。	○見通し景の維持 ○観光資源としての更なる活用(来訪者に推奨できる景観) 建築物の規模(高さ・幅)や、色彩・形状により、良好な景観が阻害される。	
台地等の農	(1)農地 ・市街地を取り囲むように農地が広がる。 ・野尻、須木など比較的平地が少ない場所で も、土地を有効利用した農地が点在する。 (2)水辺(河川・湖沼・湧水地) ・幅や奥行きがあることで、壮大な景観を形	→都市化や生産者減少に伴い、衰退する恐れあり。→平地が少ない山間部では、貴重なアクセントである。→利水だけなく、産業面での貢献も大きい。	・阻害要因を生み出さないための ルールづくり(現況)	
農地・集落	成している。 ・水はうるおいをもたらす。 (3) 文化財 ・文化財周辺の環境と相まって、歴史的空間 を形づくっている。	→景観を構成する上では、水質も重要である。 →雰囲気を持っている箇所が多い。	Oバランスの取れた景観づくり (統一感を持った地域らしさ) ・地域を印象づけるもの(特産品、花木等)による意識づけ ・サイン、植栽等による統一感の創出	
市街地	(1) 街なみ・高層建築物が少ない。・市街地内は緑量に差がある。・中心部には統一感が薄い。	→遠景に対して、景観阻害要因が少ない。 →経済活動との共存を図る必要あり。	○原風景の維持 ・懐かしさ、情景 (思い出) ○一体的な景観づくり	
 田地の街なみ景 -	(2) 道路 ・街路樹などにより、特徴的な景観を維持し ている箇所も見られる。	→トータルでの景観形成が弱い。	・周囲の景観(山、農地等)との相乗 作用 ・景観に加えて、生態系や水質の保全 ・保全と活用エリアの棲み分け	
	(3)公園 ・霧島を借景として取り込んでいる。	→緑量感が増す。	○緑や良景観による街中の演出・都市景観の改善(色彩統一や電線地中化等)(環境省選定名水百選ホームページより)	

- ・シンボル景観と景観阻害要素の事例 前項の課題をふまえて、シンボル景観への視点場においての景観に配慮する事例 を次頁に示します。
 - ①阻害要因のモンタージュ (市街地中心部)
 - ②阻害要因のモンタージュ (永田平公園)
 - ③阻害要因事例(送電線等)
 - ④色彩事例

① 阻害要因のモンタージュ(市街地中心部)







- <色彩>
- ・周辺に配慮した落ち着いた色(茶色系)
- <高さ>
- 高層 (10 階程度)
- 〇一定の高さを超えると、色彩に問題がなく ても、存在感が際立つ。



- <色彩>
- ・派手で目立つ色 (桃色系)
- <高さ>
- · 高層(10 階程度)
- 〇高さ、色彩とも、違和感があり、かなりの 阻害要因になる。



- <色彩>
- ・周辺に配慮した落ち着いた色(灰色系)
- <高さ>
- · 高層(10 階程度)
- 〇後背地の森と同化して、目立ちにくい。低 層であれば、景観への影響が小さい。

② 阻害要因のモンタージュ (永田平公園)







<色彩>

- ・周辺に配慮した落ち着いた色(灰色系) <高さ>
- · 高層(10 階程度)
- 〇市街地でも、同程度の建物がないため、 突出した印象を受ける。



<色彩>

- ・周辺に配慮した落ち着いた色(灰色系) <高さ>
- · 低層 (3 階程度)
- 〇既存の建物であるが、壁面や屋根の色 を変えるだけで、印象がかなり変わる。



<色彩>

- ・周辺に配慮した落ち着いた色(緑色系) <高さ>
- ・中層(5階程度)
- 〇高さを抑え、色彩に配慮すれば、それ ほど目立たなくなる。



<色彩>

- ・派手で目立つ色 (桃色系)
- <高さ>
- •中層(5階程度)
- 〇高さを抑えても、色彩の選択によって は、かなりの阻害要因になる。



<色彩>

- ・周辺に配慮した落ち着いた色(茶色系) <高さ>
- · 高層(10 階程度)
- ○建物の規模が大きくなると、色彩に配 慮しても、景観への影響が大きい。

③ 阻害要因事例(送電線等)















④ 色彩事例

<郊外>

ロードサイド型店舗は、その 性格上、集客を促すために、看 板類が大きく、華美なものが主 流となっています。



◇国道 268 号~堤付近 それほど華美でない色使いであっても、他の要素 (高さ、文字の大きさ)で目立つ。



◇国道 221 号~亀尾原交差点付近 濃い緑系の色使いと、電柱の乱立が、看板の存在感 を薄くしている。



◇国道 221 号~堤付近 店舗毎にコーポレートカラーが主張している。幹線 道路沿いでよく見られる事例である。

<中心市街地>

空地や空き店舗があること で、彩りが少なく地味な色合い に見えてしまいます。



◇国道 221 号~本町付近 建物が密集していない分、壁面が直接視界に入る。



◇国道 221 号~本町付近 店舗看板の色彩が落ち着いており、高さもないの で、それほど視界を妨げない。



◇国道 221 号~本町付近 近寄ると、派手な色の看板も見られる。商売には必 要だが、景観的にはマイナス要因である。



◇本町付近 色と文字のインパクトが 強い。存在感が際立つ。



◇池ノ原付近 店舗周りだけが、住宅街の 中で目立つ存在である。

4-5 景観のあるべき姿

調査箇所と主として、各所の地域特性と文化市民活動を踏まえた景観のあるべき姿を示します。

■景観のあるべき姿

陀来水岳

旧小林市外縁部

- ◆田園景観の保全と活用
- ・生産活動を継承できるような農林業施策と連携し ながら、田園景観を残していく。
- ◆住宅地における良好な居住空間の形成
- ・地域に即したルールにより、連続性や統一性を確 保する。
- ◆親しみやすい水辺空間の形成
- ・湧水地、河川を保全するとともに、観光資源とし ても活用する。

旧小林市市街地

- ◆市街地から望める山なみの景観を保全
- ・観光資源でもある山なみは、良好な景観として 守る。
- ・経済活動を維持しながら、調和の取れた建築物 や屋外広告物になるよう規制誘導を図る。
- ◆快適性を向上させた街なみの形成
- ・人が集う空間や、街の顔となる場所の景観を向 上させる。
- ◆住宅地における良好な居住空間の形成
- ・地域に即したルールにより、連続性や統一性を 確保する。

- ◆山なみの景観、山なみへの眺望を保全
- ・市街地からの視線を遮らないためのルールづく
- ・地域の誇りと情景を永続的に育成
- ◆快適性を向上させた街なみの形成
- ・拠点、核となる場所を中心に、都市環境の創造 と向上
- ◆住宅地における良好な居住空間の形成
- ・公共空間と、私的空間が調和した統一性を持っ たまちを形成

◆田園景観の保全と活用

- ・農林事業と連携した懐かしさを感じる風景の
- ◆親しみやすい水辺空間の形成
- ・生態系にも配慮した水辺の保全と観光資源と しての活用
- ◆歴史資産の価値を高める周辺環境の整備
- ・保護、保全とともに、周辺と一体になった資 源として活用

旧須木村域

- ◆田園景観の保全と活用
- ・生産活動を継承できるような農林業施策と連携しながら、 田園景観を残していく。
- ◆親しみやすい水辺空間の形成
- ・湧水地、河川を保全するとともに、観光資源としても活 用する。
- ◆歴史資産の価値を高める周辺環境の整備
- ・文化財保護を前提とした周辺の整備により、観光資源と しても活用する。

旧野尻町域

- ◆田園景観の保全と活用
- ・生産活動を継承できるような農林業施策と連携しながら、 田園景観を残していく。
- ◆沿道から見る山なみの眺望を確保
- ・沿道からの山なみへの見通しを阻害しないように配慮す
- ◆歴史資産の価値を高める周辺環境の整備
- ・文化財保護を前提とした周辺の整備により、観光資源と しても活用する。

秋社川自治

5 景観計画

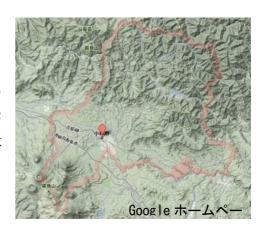
以下にこれまでの分析や課題から小林市の景観のあるべき姿として景観計画を設定します。

5-1 景観計画区域の設定

景観計画区域は、市域全体とします。

本市の場合、どの地域も第8条第1項各号のいずれかに該当すると考えられ、景観形成における地域格差を生じさせないためにも、市域全体を景観計画区域として設定します。

※景観法(以下、法とする)第8条第2項第1号

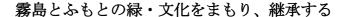


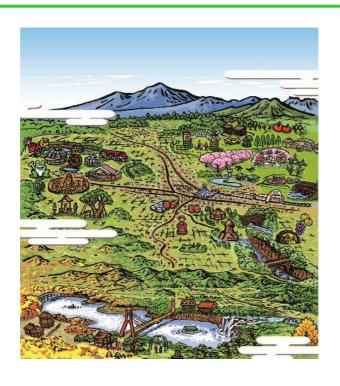
5-2 景観計画区域における基本方針

以下に景観区域における基本理念と基本方針を設定します。

◇基本理念

まちづくりに関する上位計画の方針を踏襲しながら、市総合計画に謳われている都市像とも合致する、景観における基本理念を設定します。





◇基本方針

基本理念を実現するための方針と将来像を設定します。

誰もが霧島を眺められる

諸県の人々にとって、霧島の山々は信仰の対象であり、心の拠りどころです。 霧島抜きで小林の景観は語れません。「霧島を眺める」、「霧島が見える」こと を基本に考えます。

"ふもと"の活き活きした景観をまもる

他に例を見ない、霧島の裾野に広がる"ふもと"の貴重な田園と自然景観を、 さえぎることなく活かし守ることが重要と考えます。

小林の歴史文化を継承する

豊かな湧水や自然の懐に抱かれ、これまで歴史・文化を積み重ねてきた、貴重な景観資源を大切にし、未来へと継承していくことが重要と考えます。

※法第8条第3項

※【参考】小林市総合計画

将来の都市像:霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き元気あふれる交

流都市 小林市

基本理念:人々の知恵と融和で築くまちづくり

5-3 重点地区の設定

本計画における重点地区として、以下を設定します。

◇重点地区の候補地

点在する景観資源を類型化することにより、景観形成を進めていく上での指標となる地区を、必要に応じて選定します。景観が優れている地域、あるいは効果が期待できる地域等を、タイプに応じて候補としてあげます。

≪山なみ・霧島の景観≫

- ・景観資源を「地域の誇り」に思い、原風景として心に刻まれる地域
- ・旧小林市市街地・旧小林市外縁部・旧須木村域・旧野尻町域

≪台地等の農地・集落≫

- ・管理範囲を超えて、協働作業により、整備効果を高める地域
- · 旧小林市市街地 · 旧小林市外縁部 · 旧野尻町域

≪市街地の街なみ景観≫

- ・核となる施設を中心に、周辺と調和を図っていく地域
- · 旧小林市市街地 · 旧小林市外縁部

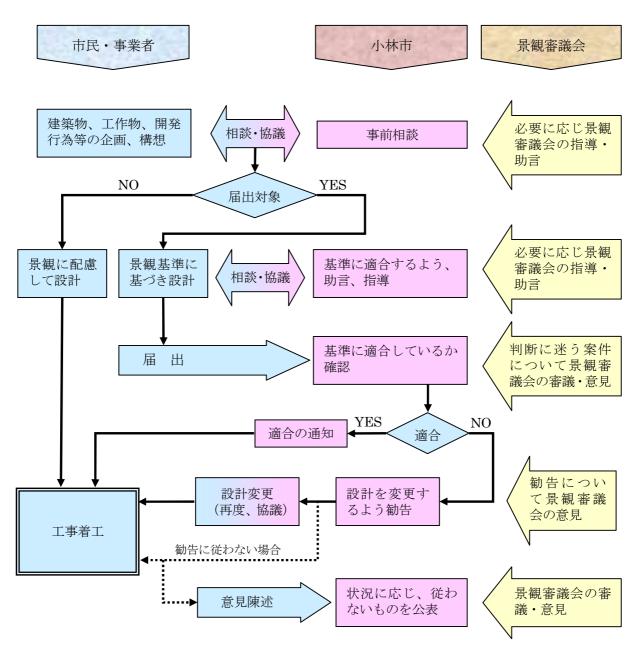


対象区域: ☆…旧小林市市街地、★…旧小林市外縁部、▲…旧須木村域、▼…旧野尻町域

基本理念	霧島とふもとの 緑・文化をまもり、 継承する	タイプ	山なみ・霧島 の景	台地等の 農地・集落	市街地の 街なみ景
念		対象区域	☆★▲▼	☆★▼	☆★
	誰もが霧島を眺められ	na	霧島を背景とする緑の保全	市民参画による整備効果の向上	拠点化とネット ワークによる相 乗効果
基本方針	"ふもと" の活き活きした景観をまもる		特徴的な景観を守るための規制・誘導	地域ポテンシャ ルの向上	
	小林の歴史文化を継	承する	伝統的な景観の 育成 〇〇	地域ポテンシャ ルの向上 〇〇	周辺との調和・融合

5-4 景観まちづくりの流れ

以下に景観法に基づく本市の届出と勧告による景観まちづくりの流れを示します。



※建築確認申請、その他法律に係る手続きなど、別途に行うものがあります。

※法第 16~18 条

5-5 届出の対象となる行為

(1) 景観タイプ別の良好な景観形成方針

良好な景観形成に向けた届出の対象を設定します。

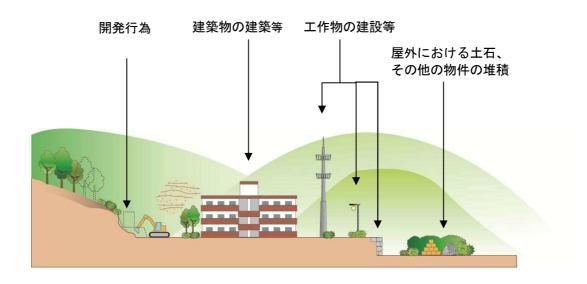
タイプ	山なみ・霧島の景	台地等の農地・集落	市街地の街なみ景
主な場所	山/ふもと/農村/水辺	農村/街/道路	市街地の拠点
位 置	・原風景を損なわない ・霧島への見通しを ・水辺空間を確保する 保する		・拠点からの良好な眺望を維持する
形態·意匠 ·色彩·素材	・落ち着いた色合いや、 自然素材を使用する・水辺周辺の景観を維 持する	・周辺環境にとけこむ	・にぎわいを演出する
	共 通 事 項		
工作物	・景観阻害要因にならないように配慮する		
開発行為・土地の 形質の変更等	・改変の度合いを抑え、できるだけ現況の景観を残すとともに、緑の復 元に配慮する		

(2) 届出対象行為

景観形成方針を受けて届出対象行為の内容と基準を設定します。

届出対象行為	内容	基準	
①建築物	・建築物の新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しく は模様替えまたは色彩の変更	・高さ 12m 以上または建築面積 1,000 ㎡以上	
②工作物	・工作物の新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しく は模様替えまたは色彩の変更	・高さ 6m 以上 ・太陽光発電設備で太陽光発電板の 合計が 1,000 ㎡を超える物	
③開発行為 ・建築物等の建築を目的とする開発行為 (土地の区画形質の変更)		・開発行為の面積が 1,000 ㎡以上	
④土石・廃棄 物の堆積ま たは貯蔵等	・屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	・1,000 m以上の物件の堆積・高さが1.5メートルを超える物件・物件の堆積の期間が6月を超える えるもの	

■届出対象行為の種別のイメージ



- ※①法第16条第1項第1号
 - ②法第16条第1項第2号
 - ③法第 16 条第 1 項第 3 号
 - ④法第16条第1項第4号(条例による規定)

5-6 良好な景観形成のための行為の制限

(1) 届出の対象となる行為

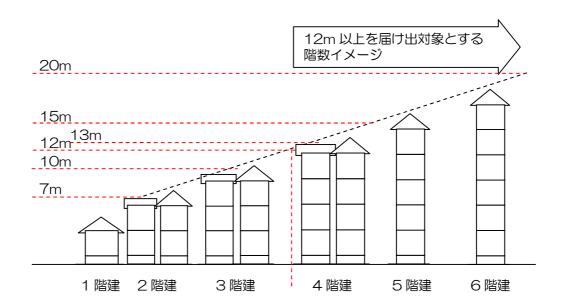
新築・増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、色彩の変更

区域:景観計画区域(=市域全体)

規模:高さ12m以上または建築面積1,000 m以上の建築物

(工作物高さ 6m 以上)

※高さは建築基準法、面積は地域の実情に合わせて定めています。



※法第8条第2項第2号
法第8条第4項、法第16~18条

※【参考】

- •建築基準法第55条
 - …高さ 10~12m
- 宮崎県開発許可制度
 - …小林市都市計画区域 3,000 ㎡以上
- 都城市都市景観条例
 - …高さ 12m 以上または建築面積 1,000 ㎡以上
- 宮崎市景観計画
 - …高さ 10m 以上または建築面積 300 m²以上

①その他施設など

- ・太陽光発電設備の設置で、太陽電池発電板の合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの工作物の新設など
- ・太陽光発電設備で、太陽電池発電板の合計面積が 1,000 m²を超えるもの

【項目】壁面、屋根の色彩

・太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その屋根材又 は外壁材と調和するものとします。

【項目】塔屋、設備類

- ・太陽電池発電板の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える 低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様 が目立たないものを使用します。
- ・太陽電池発電板の枠の色彩は、できるだけ発電板部分と同等のものとし、 低反射のものを使用するよう努めます。
- ・太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超え ないものとし、屋根と一体化させます。
- ・太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、 建築物と一体化させるか、又は、目隠し板などにより修景を施します。

②工作物の新設など

【項目】太陽光発電設備

- ・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避けます。
- ・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにします。
- ・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退 し、必要に応じ植栽などにより修景を施します。
- ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、霧島連山の景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施します。

【項目】風力発電設備など

- ・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避けます。
- ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、霧島連山の景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施します。
- ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、霧島連山がつくる稜線を 遮らないようにします。

③大規模な太陽光発電(メガソーラー等)・風力発電設備を設置する場合の 景観への配慮

〈太陽光発電設備の基準の概要〉

1)建築物の屋根、屋上などに使用又は設置する場合(建築物に該当するもの)

色彩	太陽光パネル(太陽電池発電板)の色彩は、屋根などと一体に見える明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。			
設置位置など	・勾配屋根に設置する場合は最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化させる。 ・陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、目隠し板などにより目立たないようにして建築物と一体化させる。 〈例示〉 (勾配屋根の場合) (陸屋根の場合)			
	適合○ 不適合× 適合○ 不適合× ※			
附属設備など	建築物と一体化させるか、道路などから見えない位置に設置しましょう。 それが困難な場合には、壁面と同系色にするなど目立たないようにする。			

₹ 注意事項

新築・増改築に伴って設置する場合、新築・増改築を伴わず既にある建築物に設置する 場合(外観の変更)とも届出が必要。

2) 地上に設置する場合(建築物以外に該当するもの)

色彩	(建築物の屋根などに使用又は設置する場合と同様の基準です。)			
設置位置など	 ・尾根線上、丘陵地又は高台での設置は避ける。 ・歩行者や周辺の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽などにより目立たないようにする。 ・主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、霧島山系への景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにする。 			
	〈例示〉 植栽で目隠し ※			
	後退させる			
	道路など 道路など 道路など 一 道路など 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			
附属設備など	パワーコンディショナーや分電盤などの附属設備の色彩は、周囲の景観と 調和するものを使用する。			

〈風力発電設備の基準の概要〉

色彩	周囲の景観と調和するものを使用する。
設置位置など	・主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、霧島山系の稜線を遮らないようにする。 ・(その他、地上に設置する太陽光発電設備と同様の基準がある)

大規模な発電設備・風力発電設備とは?

〈太陽光発電設備〉

- 1)建築物の屋根、屋上、外壁などに使用又は設置する場合 その建築物が次のいずれかに該当するもの
 - ①都市計画区域内で延べ床面積 1,000 ㎡を超えるもの
 - ②住居系の用途地域若しくは市街化調整区域で高さ 10m を超えるもの
 - ③商業・工業系の用途地域で高さが 15mを超えるもの
- 2) 地上に設置する太陽光発電設備(建築物以外に該当するもの) 太陽光パネルの合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの

〈風力発電設備〉

高さが 10mを超えるもの

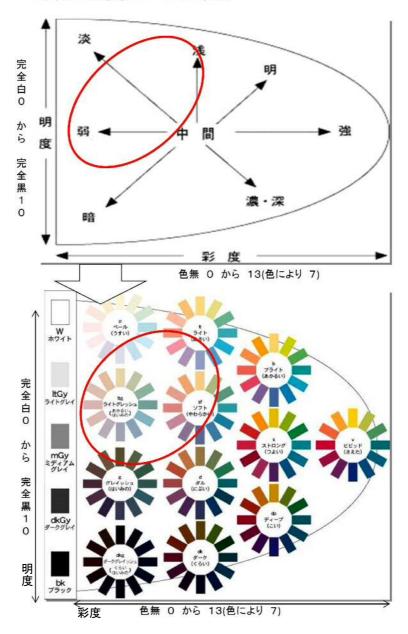
④色彩に関する配慮

- ○外壁等の色は、彩度の高いもの(6以上)を避け、また色相の組合せに類似 色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とします。
- ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を 基調とします。ただし、太陽電池発電板などの環境に配慮した機器・機材を 設置する場合は、この限りではありません。

【壁面の色彩】

- ・明度: 2以下や9以上の重すぎる、または軽すぎる色は極力避けるように します。
- ・彩度:6以上の派手すぎる、鮮やか過ぎる色は極力避けるようにします。

色の明度・彩度については、自然界に存在する限度明度を7、彩度を8程度として考え、本計画では以下明彩表に示す O「明度3から8 /彩度 6未満」付近を大まかな基準とし、色彩の方向を持たせるものとする。(彩度は色により段階が異なるため、本計画では相対的イメージとして考える)



5-7 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

◇景観重要建造物

- ・デザインに優れ、街の景観向上に寄与するもの
- ・文化的価値のあるもの
- ・目印になり、地域の象徴となるもの

◇景観重要樹木

- ・雄大で姿形に優れ、地域の象徴になるもの
- ・生活文化面での威厳を有するもの
- ・学術的な価値の高いもの

<候補>

[小林] 岩戸神社のタブノキ、霧島岑神社のイチイガシ

「須木」旧鳥田町小学校の大イチョウ、堂屋敷の一本杉

「野尻」栗須小のセンダン、大沢津のオガタマノキ

※法第8条第2項第3号、法第19~46条







写真:西諸広域情報誌「にしもろ」より

5-8 屋外広告物について

◇行為の制限

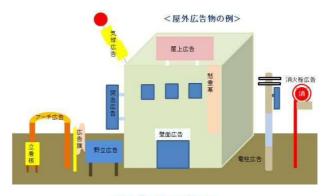
本計画では制限せず、宮崎県屋 外広告物条例の規定に従うものと します。

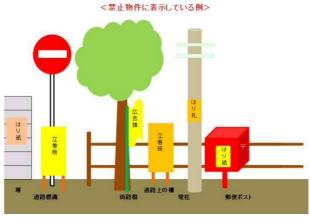
◇屋外広告物の定義

屋外に出されている広告板、広告塔、看板、立看板、はり札、はり紙などをいい、表示内容や表示目的を問いません。一定の概念、イメージ等が表示されていれば該当するので、絵や写真も屋外広告物になります(除外要件あり)。

◇禁止広告物と禁止物件

全ての広告物が禁止されている ものと、電柱・街灯柱のように、 一部が禁止されているものがあり ます。





◇禁止地域と規制地域

禁止地域とは、原則として広告物の表示が禁止される地域や場所のことであり、特に保全すべき自然環境や沿道景観及び良好な住宅環境を有する地域を主な対象としています。

規制地域とは、原則として基準に適合する広告物であれば、許可を受けて 表示、設置できる地域や場所のことです(除外要件あり)。

※法第8条第2項第4号、※宮崎県屋外広告物条例

5-9 景観重要公共施設

◇指定候補

- ・施設そのものが良好な景観を有しているもの
- ・整備に伴って景観形成に寄与できるもの

◇方針

道路/河川・水路/公園・広場/公共建築物

上記施設の整備や占用において、当該管理者と協議及び調整を図り、許可等の判断を行います。 ※法第8条第2項第4号、法第47~54条

5-10 景観農業振興地域整備計画

◇農業振興と景観の方針 農業振興を通じた農村景観の維持・誘導

◇景観農業振興地域整備計画

主に農業振興地域を対象に、農業振興を前提とした景観づくりについて、今後策定を検討します。 ※法第8条第2項第4号、法第55~58条

5-11 景観地区

◇対象

- ・「市街地の良好な景観の形成」を図るため、都市計画として定める地区。
- ・既に一定の美観が存在する地区のみならず、今後良好な景観を形成していこ うとする地区。

◇景観計画区域との違い

景観計画区域が、届出・勧告による緩やかな規制誘導を図るのに対し、より積極的に良好な景観形成を誘導していくものです。 ※法第61~73条

5-12 準景観地区

◇対象

都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域で、相当数(複数以上)の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域。「良好な景観の保全」を目的とし、都市計画区域等外であっても、景観地区に準じた規制が可能になります。 ※法第74~75条

5-13 景観協議会

◇内容

景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構 (後述)が組織できる協議会。必要に応じ、関係行政機関、 公益事業者、住民等を加えることが可能で、協議会で決定 した事項については、尊重義務が発生します。



※法第 15 条

5-14 景観協定

◇内容

土地所有者等の合意により、自主的に協定を結ぶ。建築物や緑の量・質的基準だけでなく、景観に関するソフト面まで含めた様々な事項を定めることが可能です。 ※法第81~91条

5-15 景観整備機構

◇内容

景観の専門家が、情報を提供し、住民主導による取り組みに対して調整を図り、支援を行います。 ※法第92~96条

■ 資料編

計画策定の経緯等

①策定の経緯

策定の経緯は以下のとおりです。

平成 22 年度

景観計画策定事前調査

平成23年度

第1回小林市景観計画庁内委員会 第2回小林市景観計画庁内委員会 第3回小林市景観計画庁内委員会

第4回小林市景観計画庁内委員会

平成 23 年 12 月 23 日 平成 24 年 2 月 20 日 平成 24 年 2 月 28 日

平成 24 年 3 月 14 日

平成24年度

第1回小林市景観計画策定調整会議 第1回小林市景観計画策定委員会 小林市景観計画策定作業部会 第2回小林市景観計画策定委員会

平成 24 年 9 月 20 日 平成 24 年 10 月 1 日 平成 25 年 1 月 15 日 平成25年2月4日

平成25年度

第3回小林市景観計画策定委員会 第4回小林市景観計画策定委員会 市民アンケート実施 第5回小林市景観計画策定委員会

平成 25 年 7 月 31 日 平成 25 年 11 月 12 日~13 日 平成 25 年 11 月~12 月 平成 26 年 2 月 20 日

平成 26 年度

第6回小林市景観計画策定委員会 第7回小林市景観計画策定委員会 小林市景観計画策定委員会報告

平成 26 年 7 月 30 日 平成 26 年 9 月 24 日 平成 26 年 10 月 2 日

平成27年度

小林市都市計画審議会の開催(意見聴取) パブリックコメントの実施 小林市都市計画審議会の開催(意見聴取) 平成 27 年 11 月 16 日

平成 27 年 8 月 21 日 平成 27 年 10 月 16 日~11 月 6 日

②小林市みどりと景観のまちづくり計画策定委員会名簿

策定委員会の名簿は以下のとおりです。

	氏 名 (前任者)	所属・役職	備考
古園	俊男	霧島ジオパーク活性化会議事務局長	委員長
岡薗	正浩	建築設計士	副委員長
南谷	忠志	宮崎市植物研究会長	
久嶋	新子	小林市文化財保存調査委員会委員	
平山	修	デザイン関係	
黒木	親敏		
山中	悦郎	協働のまちづくり推進委員・デザイン関係	
切畑	聡子		
梅下脇山	圭太 富夫(前任者)	宮崎県県土整備部都市計画課主査 宮崎県県土整備部都市計画課主査	
舘下	昌幸	小林市総務部管財課主幹	
森岡深田	康志 利広(前任者)	小林市総合政策部危機管理課主幹 小林市総務部総務課主幹	





■小林市経済土木部建設課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地 TEL:0984-23-0311 FAX:0984-23-0766 メールアト・レス k_kensetu@city.kobayashi.lg.jp